

# 生活困窮者自立支援金（初回）チェックリスト

## 1. 特例貸付終了要件（いずれかに該当）

- 特例貸付における総合支援資金の再貸付がすでに終了している
- 申請日の属する月が再貸付の最終借入月である
- 再貸付の申請をしたが、不承認となった
- 自立相談支援機関の支援決定を受けることができず、再貸付の申請ができなかった
- 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付がいずれも終了している
- 申請日の属する月が緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の最終借入月である

## 2. 生計維持要件（必ず該当）

- 世帯の生計を主として維持している

## 3. 収入要件（必ず該当）

- 申請日の属する月における世帯全員の合計収入が次の額以下である  
（臨時的給付を除き、給与、賃金、年金、公的給付等を含む）  
1人世帯：11.4万円    2人世帯：15.8万円    3人世帯：18.7万円  
4人世帯：22.2万円    5人世帯：25.6万円    6人世帯：29.2万円  
7人世帯：33.1万円

## 4. 資産要件（必ず該当）

- 申請日における世帯全員の合計金融資産額が次の額以下である  
1人世帯：46.8万円    2人世帯：69.0万円  
3人世帯：84.0万円    4人世帯以上：100.0万円

## 5. 求職活動要件（いずれかに該当）

- 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口にて求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約または6月以上の労働契約による就職を目指し、下記の求職活動を行う（副業も可）
  - ・月に1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ・月に1回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口で職業相談等を受ける
  - ・原則月1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける
- 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない

## 6. その他の要件（いずれにも該当）

- 職業訓練受講給付金を申請者及び同一世帯に属する人が受けていない
- 生活保護を申請者及び同一世帯に属する人が受給していない
- 偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない
- 申請者及び同一世帯に属する人が暴力団員ではない